

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月15日(水) 午前10時00分から午前10時27分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員 21人

会 長 11番 花巻 修二 委員

会長代理 1番 難波 明朗 委員

会長代理 3番 福武 勝行 委員

委 員

2番 吉田 幸夫 委員 4番 氏家 寿子 委員 5番 井上 保邦 委員

6番 阿部 省悟 委員 7番 諏訪 愿一 委員 9番 菱川 修二 委員

10番 中野 恒夫 委員 12番 堀 幹宏 委員 13番 中西 公仁 委員

15番 大村 孝志 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

18番 白神 博之 委員 19番 山本 義弘 委員 21番 矢野 秀典 委員

22番 難波 朋裕 委員 23番 岩田 英明 委員 24番 小野 健児 委員

4 欠席委員 3人

8番 石井 守 委員 14番 三宅 勝 委員 20番 平井 正敏 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5番 井上 保邦 委員 16番 野口 國治 委員 17番 田邊 洋樹 委員

19番 山本 義弘 委員 21番 矢野 秀典 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 倉敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

報告第6号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局次長 佐々木 輝幸 事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主任 日下部 啓司 事務局主任 小野 政浩 事務局主任 小山 八穂子

事務局副主任 剣持 裕典

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 佐々木次長	(開会 午前10時00分) 定刻となりましたので、ただいまから1月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、花巻会長、議事進行をよろしくお願いいたします。
花巻会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和2年1月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任委員24名の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員 議 長	【異議なしの声】 それでは、議席番号10番 中野 恒夫 委員、議席番号12番 堀 幹宏 委員に お願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の成田主幹と、剣持副主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2, 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 剣持副主任	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 剣持です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて13件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が11件、使用貸借権設定が1件、通行地役権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から13番について調査票をもとに説明】

	1 番については、譲受人の所有農地に違反転用があり保留となっておりましたが、令和元年12月18日付で取下げ書が提出されました。 5 番については、農地に進入するための通行地役権を設定する案件です。 地役権を設定する場合、農地法第3条第2項但し書きにより許可要件が適用されないと規定されていますので、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件は適用除外となります。 次に7 番については、申請農地の大半がアスファルト敷きになっており現況農地とみなすことが難しいため農地に復元されるまで保留との意見でした。 その他の案件につきましては別紙調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。 今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1 番については取下げ、7 番については保留、その他の案件につきましては調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。
議 長	ご審議のほどよろしくお願いします。 事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件は、1 番については、取下げ、7 番については保留。 残す11件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の13件について、1 番は取下げ、7 番は保留、残す11件は、許可と決定いたします。 議事を進めます。4 頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 中村主幹	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、4 頁に1 件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました1 件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。 また、許可意見とされた1 件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この1 件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施

	工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありました、農地法第4条の規定による許可申請の、1件については、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号の、1番を許可と決定します。 続きまして、5頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 おそれいます、矢野委員に係る案件があります。 農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席してくださるようお願いいたします。 (矢野委員 退席) 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 中村主幹	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、5頁から6頁にかけて8件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました8件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。 また、許可意見とされた8件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この8件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありました、農地法第5条の規定による許可申請の8件については許可意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 議 長 事務局 小山主任	【異議なしの声】 異議なしということでございますので、議案第３号の８件は許可と決定します。 事務局、矢野委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた矢野委員に報告いたします。 議案第３号は全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、７頁をご覧ください。 議案第４号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、井上委員、野口委員、田邊委員、山本委員に関係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第３１条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 (井上委員、 野口委員、 田邊委員、 山本委員 退席) それでは、事務局から説明をお願いします。 【 議案第４号「農用地利用集積計画について」の説明 】 小山です。それでは説明させていただきます。 議案第４号の「農用地利用集積計画について」でございますが、７頁から１５頁にかけて５１件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。 利用権の種類の内訳は、賃貸借が１１件、使用貸借が４０件です。 また、利用期間の更新は１７件で、新規は３４件です。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体の仲介によるものが２件、その他は個人です。 面積は、農地利用集積円滑化団体による重複分を含めて１３０，７４４．４１㎡です。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、１人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。 議案第４号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、５１件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
--	--

議 長	事務局の説明では、議案第４号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第４号は、全件承認いたします。 事務局，４名の委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた４名の委員に報告いたします。 議案第４号は全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして，１６頁をお開きください。 議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 剣持副主任	【議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」の説明】 剣持です。議案第５号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。１６頁をご覧ください。 倉敷南地区で２件の申請がありました。 議案番号１番について特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市連島町連島で、生前、被相続人とは同居しておりました。 申請農地は自宅に隣接している農地と、相続人の自宅から北に５００ｍのところに位置しています。 現地を確認したところ野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。 また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。 続きまして議案番号２番について特例適用を受けようとする申請人の自宅の所在は倉敷市連島町２丁目で、生前、被相続人とは別居しておりました。 申請農地は相続人の自宅から１ｋｍのところに点在しています。 現地を確認したところ野菜等の作物がつくられ、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。 また、申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 そして、相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局は承認が相当と判断しました。

	今回の調査内容について倉敷南地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明では、議案第5号の2件については、承認との意見ですが、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号の2件は、承認といたします。 続きまして、17頁をお開きください。 議案第6号「倉敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題とします。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 佐々木次長	【議案第6号 「倉敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の説明】 佐々木です。それでは説明させていただきます。 17頁をご覧ください。 議案第6号「倉敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」でございますが、全国では、令和元年10月、2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。 農業委員会の農地法違反等に関する不祥事は、本件を含め過去1年間で4件となり、この間農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されました。 一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響の大きさは計り知れないことから、令和元年11月28日に開催された「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。 このことに基づき、倉敷市農業委員会においても、法令遵守による公正・公平な職務遂行と、農地制度の適正な執行に努めることを改めて確認するため、「倉敷市農業委員会の申し合わせ決議」について議決するものです。 18頁をご覧ください。 ここに、倉敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）としてお示ししております。 読み上げます。 倉敷市農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

	特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち倉敷市農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 以上の内容です。 なお、このことにつつきましては、各地区協議会におきましてご審議いただき、異議なく承認とのことでしたので申し添えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、議案第6号は18頁の（案）のとおり承認することに、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、承認いたします。
	審議案件は、以上です。 ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第6号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局 成田主幹	【報告第1号から第6号について報告・説明】 19頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から23頁にかけて16件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に24頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から25頁にかけて8件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に26頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、26頁から38頁にかけて57件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

	次に３９頁をお開きください。 報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」でございますが３９頁に３件の通知が農業委員会に提出されました。 以上１号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、２号から４号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に４０頁をお開きください。 報告第５号「農用地利用配分計画について」でございますが、４０頁に４件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、令和元年１１月２６日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との賃貸借権及び使用貸借権が設定されたものです。 次に４１頁をお開きください。 報告第６号「農地法第５条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、４１頁に２件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご承認をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、なにかご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第１号から報告第６号についてはすべて確認、了承いただきました。
事務局 佐々木次長	ありがとうございました。 以上で、すべての審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。 【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 ・・・・・・・・ (次回総会の日程案内) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は２月１２日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、これにて散会いたします。

(閉会 午前10時27分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和2年1月15日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員